

Q 3 1. 整理解雇は、普通解雇（狭義）や懲戒解雇と比較して、有効となりやすいですか、無効となりやすいですか？

業績不振による事業場閉鎖、企業経営の合理化等、経営上の理由から人員削減を行う整理解雇は、労働者に帰責性のない解雇のため、その有効性は厳格に判断されます。

考慮すべき要素が異なるため一概には言えませんが、一般的には、整理解雇の有効性は、普通解雇（狭義）や懲戒解雇よりも無効と判断されやすい傾向にあります。